



平成22年3月19日

各 位

上場会社名 株式会社ユニマットライフ  
代表者名 代表取締役社長 芝岡裕之  
(東証第1部 コード番号: 7560)  
問合せ先 常務取締役 管理本部長  
兼 社長室長 大野 憲二  
電話番号 03-5770-1537

### MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成22年3月19日開催の取締役会において、後記のとおり、当社取締役会長高橋洋二他によるMBO（注1）の一環として行われる株式会社ユニマットレインボー（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同する意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を完全子会社化することを企図していること、及び当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

（注1）MBO（マネジメント・バイアウト）とは、一般に買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が資金を出資して、買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

#### 1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	株式会社ユニマットレインボー
(2) 事 業 内 容	ア 有価証券の取得及び管理 イ 前号に付帯する一切の業務
(3) 設 立 年 月 日	平成21年12月28日
(4) 本 店 所 在 地	東京都港区南青山二丁目12番14号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 高橋洋二

(6) 資 本 金	金 1,000 万円	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社ユニマツトホールディング 100%	
(8) 買付者と対象者の関係等	資 本 関 係	公開買付者の完全親会社である株式会社ユニマツトホールディングは、当社株式 8,387,070 株（発行済株式総数の 33.64%）を所有しております。
	人 的 関 係	当社の取締役 1 名は、公開買付者及び公開買付者の完全親会社である株式会社ユニマツトホールディングの代表取締役を兼任しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社のその他の関係会社である株式会社ユニマツトホールディングの完全子会社であり、当社の関連当事者であります。

## 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 意見の内容

当社は、平成22年3月19日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式に対する本公開買付けについて、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、後記のとおり出席取締役の全員一致により、賛同する意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

### (2) 意見の根拠及び理由

#### ① 本公開買付けの概要等

##### (i) 本公開買付けの概要等

当社は、公開買付者より本公開買付けの概要等につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、株式会社ユニマツトホールディング（以下「ユニマツトホールディング」といいます。）が本日現在において発行済株式の全てを保有し、公開買付けを通じて当社の普通株式を取得及び保有することを目的として設立された株式会社です。ユニマツトホールディングは、当社の取締役会長である高橋洋二が代表取締役社長であり、同氏及びその

親族が全ての株式を保有し、当社の筆頭株主でもあります。なお、公開買付者は、本日現在当社の普通株式を保有しておりません。また、高橋洋二は、本日現在公開買付者の代表取締役就任しております。

公開買付者は、ユニマツトホールディングが保有する当社の普通株式（所有株式数：8,387,070株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有株式割合」といいます。）：33.64%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算において同様に計算しております。））及び当社の自己株式を除く、当社の発行済普通株式の全部を取得することにより、公開買付者の完全親会社であるユニマツトホールディングが保有する当社株式と合わせて、当社をユニマツトホールディングの実質子会社とし、当社の株式を非上場化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。また、本公開買付けにより当社の発行済株式（ユニマツトホールディングが保有する当社の普通株式及び当社の自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の一連の手続き（以下「完全子会社化手続き」といいます。）の実行を当社に要請し、かかる完全子会社化手続きを経てユニマツトホールディングと合わせて当社の全ての株式（当社の自己株式を除きます。）を取得する予定です。また、当該完全子会社化後、公開買付者を存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併を行うことで、当社をユニマツトホールディングの完全子会社とすることを予定しております。

本公開買付けに関連して、公開買付者は、公開買付者の代表取締役及びその完全親会社であるユニマツトホールディングの代表取締役社長であり、かつ当社の取締役会長でもある高橋洋二（所有株式数：2,929,300株、所有株式割合：11.75%）並びに、日本たばこ産業株式会社（所有株式数：3,739,500株、所有株式割合：15.00%）との間で、その所有する全ての応募可能な当社株式を本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。なお、当該応募契約においては、高橋洋二及び日本たばこ産業株式会社による応募を一定の条件成就に係らしめる規定はなく、また、当該応募の撤回を制限する旨の規定もありません。また、公開買付者は、高橋洋二の親族である高橋章恵氏（所有株式数：600,000株、所有株式割合：2.41%）並びに同氏及びその親族が全ての株式を保有する株式会社ユーズ青山（所有株式数：500,000株、所有株式割合：2.01%）からその所有する全ての応募可能な当社株式について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。一方で、公開買付者の完全親会社であるユニマツトホールディング（所有株式数：8,387,070株、所有株式割合：33.64%）からは、その保有する当社株式については、本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。

本公開買付けにおいては、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした株主（以下「応募株主等」といいます。）が本公開買付けに応

じて売付け等をした株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が 11,553,034 株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないものとしております。本公開買付けの買付予定数の下限を 11,553,034 株と設定することで、本公開買付けが成立した後に公開買付者が所有する当社の株式数と、公開買付者の完全親会社であるユニマツトホールディングが引き続き所有する当社の株式数 8,387,070 株との合計は、19,940,104 株以上となり、平成 22 年 2 月 12 日現在の当社の発行済普通株式の総数である 24,931,500 株（当社の平成 22 年 3 月期（第 19 期）第 3 四半期報告書（平成 22 年 2 月 12 日提出）における記載に基づいております。）から、当社が平成 21 年 12 月 31 日現在所有する自己株式 6,370 株（上記の当社の平成 22 年 3 月期（第 19 期）第 3 四半期報告書には、当社が保有する自己株式数が、直前の基準日（平成 21 年 9 月 30 日）に基づいた単位（100 株）単位で記載されているため、同報告書に記載された自己株式数には基づかず、当社の平成 22 年 2 月 1 日付「平成 22 年 3 月期 第 3 四半期決算短信」における記載に基づいております。）を控除した 24,925,130 株に対する所有株式数の割合（以下「調整後所有株式割合」といいます。）は、80.00%以上（なお、本公開買付けの買付予定数の下限である 11,553,034 株の調整後所有株式割合は 46.35%）となります。なお、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（注 1）の一環として実施される取引として行われるものであり、当社の取締役会長である高橋洋二が代表取締役社長を務めるユニマツトホールディングは、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者に対して出資（11,847 百万円）を行うことを予定しており、また、当該出資の原資として当該金額の全てについて、株式会社三井住友銀行から本公開買付けの成立等を条件とする借入れを受けることを予定しております。ユニマツトホールディングは、本公開買付け後、高橋洋二から、その保有する当社株式の応募に伴う売却代金（3,908 百万円）を原資とする借入れを受けることを予定しており、かかる借入金をもって、上記の株式会社三井住友銀行からの借入れの一部の返済に充てることを予定しております。なお、当社及びその子会社等の一部は、公開買付者が完全子会社化手続きを経てユニマツトホールディングと合わせて当社の全ての株式（当社の自己株式を除きます。）を取得した場合には、上記の株式会社三井住友銀行からの借入れについて保証を行い、また、それらの一定の資産を担保として提供する予定であります。

（注 1）マネジメント・バイアウトとは、一般に買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が資金を出資して、買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

#### （ii）本公開買付け後の経営体制

また、高橋洋二は、本取引成立後も、特段の事情が無い限り引き続き当社の取締役会長に留まり経営に参画する予定です。なお、高橋洋二以外の当社の現在の取締役についても、本取引成立後も、特段の事情が無い限り引き続き当社の取締役として経営に参画する予定

です。

## ② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、前身のユナイテッドステイール株式会社にて昭和 54 年 6 月より現在の主力事業であるオフィスコーヒーサービス事業（以下「OCS 事業」といいます。）を開始して以来、平成 3 年 9 月に会社分割により株式会社ユニマットオフィスコ（現在の当社）の設立を経て、OCS 事業の全国展開による事業の拡大及び「カフェラミル」等の事業譲受け等による飲食事業への業容の拡張に伴い、平成 9 年 9 月に日本証券業協会に店頭登録を行い、平成 12 年 1 月の東京証券取引所市場第二部への上場を経て、平成 13 年 3 月に現在の東京証券取引所市場第一部への指定替えを果たしております。当該指定替え以降も、当社は積極的な M&A を推進し、更なる飲食事業の拡大や現在も当社にて行われている不動産賃貸事業や介護事業への展開を達成してまいりました。平成 18 年 4 月には、当社を存続会社、株式会社ユニマットクリーンライフを消滅会社とした合併を行い、社名を現在の株式会社ユニマットライフとし、マット、モップや空気清浄機等の環境美化用品のレンタル及び販売事業（以下「レンタル事業」といいます。）を開始し、現在の主力セグメントとなる OCS 事業、レンタル事業及び飲食事業を遂行する経営体制となっております。

当社は、平成 20 年下期に発生したいわゆるリーマンショックに伴う世界同時株安、不安定な為替動向等から生じる経済状況の不透明感を背景とする厳しい経済環境が続く中でも、主力事業である OCS 事業及びレンタル事業については、サービス体制の拡充や積極的な営業展開により、平成 21 年 3 月期においてともに増収を果たし、結果として会社全体の業績についても経常利益ベースでは、前年同期比にて増収増益（売上高 10.2%増、営業利益 0.2%増、経常利益 0.2%増）を達成しておりますが、経済環境が悪化する中で生じた投資有価証券の評価損等により最終利益となる当期純利益ベースでは減益（当期純利益 51.4%減）となっております。これに加え、このような厳しい経済環境が続くことにより、当社のお客様である各企業の経費削減の傾向が更に進むことが想定され、トータルオフィスサービスの提供を主力事業とする当社にとっては、ライバル企業との更なる競争激化や市場動向を踏まえたサービスの提供による差別化に対応するための措置を講じることが急務となっております。

当社は、こうした市場環境の中において更なる企業価値の向上のためには、従来までの事業拡大の経営戦略を転換し、当社の事業展開や組織体制の見直しのための抜本的な経営改革を実施していくことが不可欠であり、具体的には、近年の積極的な M&A の展開に伴い増加した各事業について大幅な見直しを行うとともに、当社の現在までの発展の基礎となっている主力事業の OCS 事業及びレンタル事業を中心として、当社の原点に立ち返る必要があると考えております。

まず、主に個人のお客様を対象としている飲食事業においては、近年の経済環境を反映し、個人消費の低迷に伴う外食離れによる集客率の低下が顕著であります。このため、当社は

当該事業の聖域なき見直しを図ったうえで、当事業年度において平成21年9月には、ユニマットグループとの間で当社の孫会社である株式会社フレッシュネスを売却しました。また、その他「カフェラミル」（23店舗）、「ニナスカフェ」（11店舗）を中心としたカフェ事業及び「オーバカナル」（8店舗）のレストラン事業についても、平成22年3月16日付にて株式会社ドトールコーヒーと売却に関する基本合意を締結し翌事業年度に売却を行う予定です。また、これらの事業以外にも、当社グループ各社で行っている各事業について見直しを行い、平成21年9月には当社の孫会社となる株式会社ココチケアを医療法人社団明正会他へ売却しております。

他方で、主力事業であるOCS事業やレンタル事業に関しては、「お客様にゆとりとやすらぎをお届けするトータルオフィスサービスの確立」のもとに、両事業を今後の企業発展の両輪として、オフィス環境における様々なニーズへのきめ細やかな対応による他社との差別化を推進すること、また、各事業でのお客様の消費動向をより迅速に捉え、当社の経営に効果的にフィードバックできる経営体制の整備が喫緊の課題と考えております。

そこで、当社は、OCS事業においては、当社の利益率の安定化を図るためにも、コーヒー生豆相場や為替の相場変動による影響を受けやすい従来のレギュラーコーヒー中心の商品展開に加え、お客様の嗜好の多様性に応えた日本茶や紅茶等の更なる商品ラインアップの拡充を行ってまいりました。また、お客様の環境意識や食への安全性に関する意識の高まりはオフィスコーヒー市場にも向けられる傾向にあることから、その具体的な対策として、間伐材を使用した紙カップ、無漂白コーヒーフィルター等の環境負荷の低い商材の導入並びにリサイクル回収の強化及び有機栽培されたコーヒー生豆を使用した商品の拡充等を行っております。さらに、これらの商材及び商品のみならず各種サーバーにおいても、お客様の嗜好の多様性に応じたエスプレッソ、カフェラテ等のサーバーの充実や、より小規模のオフィスでも安心してご使用いただける利便性と質を高めたサーバーの開発を行っております。

このようなお客様の意識の変化や多様な嗜好性は、今後もより一層高まることが想定されることから、当社では、OCS事業への継続的な投資を行い、付加価値の高い商品並びに市場の変化に対応した各種サーバーを機動的に開発し、市場に投入することが課題となります。また、国内のお客様である各企業の経費節減傾向は今後も一定期間継続することが想定されることから、既に進出済みの上海を中心とした中国の主要都市において、新たな市場を開拓することも検討すべき課題であると考えております。

また、レンタル事業においては、工場の老朽化や稼働率の高まりに対応する一方、競合他社との競争に耐えうる効率化・省力化され、かつ環境に配慮した設備等を備えた新たなクリーニング工場の建設及び当該事業の全国展開へ向けて、主要な大都市を中心として新たな営業拠点の拡充等が緊急の課題となっております。

しかしながら、このような商品開発や海外展開、設備投資などの経営改革を断行していくためには、多大な投資の実施と相応の期間が必要となり、かつその効果が現れるには一定

の時間が必要であることから、一時的にはコストの増加やキャッシュ・フローの悪化に伴う業績悪化が見込まれます。かかる業績の悪化は、短期的な業績の拡大を志向する傾向にある資本市場においては評価されず、当社の株主の皆様に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性は否定できません。

これらのことから、当社の株主の皆様に一時的であれ、上記のリスクを負わせることを回避するために、当社経営陣は、平成 21 年 11 月頃からユニマツホールディング及び公開買付者の代表取締役となる高橋洋二と慎重に検討を重ね、短期的な業績変動に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるマネジメント・バイアウトの手法により、当社をユニマツホールディングの完全子会社とすることが、当社の企業価値の更なる向上につながると判断いたしました。

また、当社は、平成 9 年 9 月に日本証券業協会において株式を店頭登録して以降、エクイティファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優秀な人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上及びM&Aの手法を用いた事業拡大等、上場会社としての様々なメリットを享受してまいりましたが、一方で、現在の当社における知名度等の状況に鑑みれば、上記のようなメリットは必ずしも必要なものではなく、また、企業の内部統制（J-SOX）、四半期決算、今後適用が見込まれる国際会計基準への対応等、資本市場に対する厳しい規制の強化により得られるメリットと、これらを享受するために株式を上場するにあたっての必要なコスト（株主総会の開催、株主名簿管理人への事務委託及び適時開示に対応していくために要する各種費用等）を比較検討した場合に、必ずしも上場を維持していくことが当社の中長期的な企業価値の向上につながらないと判断いたしました。

以上のことを踏まえ、当社、ユニマツホールディング及び公開買付者の代表取締役となる高橋洋二が慎重に検討を重ねた結果、ユニマツホールディング及び公開買付者は、上記のような抜本的な事業改革を敢行する一方で、当社の株主の皆様に一時的であれリスクを負っていただくことを回避し、かつ、短期的な業績変動に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるマネジメント・バイアウトの手法により、当社をユニマツホールディングの完全子会社とすることが、当社の企業価値の更なる向上につながると判断し、本公開買付けを行うことを決定しました。

そこで、当社の取締役会は、公開買付者及びユニマツホールディングとの間で慎重に協議及び検討を進め、「（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の第三者委員会の答申も踏まえた結果、平成22年3月19日開催の取締役会において、本公開買付けが当社の企業価値の向上に資するものであり、かつ、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けへの賛同を表明し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っています。

なお、当社は、平成22年3月19日開催の取締役会において、本公開買付けが成立するこ

とを条件に、(i)平成22年3月期の配当予想を修正し、平成22年3月期の剰余金の配当（期末配当）を行わないこと、(ii)株主優待制度を廃止することを決議しております。

また、本公開買付け後、当社の大幅な経営体制の変更は予定されておられません。

### （3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウトである本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存すること等を認識しており、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する措置を実施しました（なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。）。

#### （a）独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者の代表取締役である高橋洋二は、本公開買付価格を決定するにあたり、平成21年10月に当社、公開買付者及びユニマットホールディングから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）に本公開買付価格の決定の参考とするために当社株式の価値の評価を依頼しました。

日興コーディアル証券は、本公開買付価格を算定するに際して、公開買付者より提出された当社に係る事業計画(案)（注2）等を検討のうえ、多面的に評価することが適切であると考え、①市場株価法、②類似上場会社比較法及び③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて当社株式の算定を行いました。

同年12月に高橋洋二が代表取締役社長を務めるユニマットホールディング出資のもとで設立された公開買付者は、平成22年3月12日に取得した「株式価値算定書」の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の動向、応募株数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉を経て、1株当たり1,350円とすることを決定いたしました（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

株式価値算定書によると、①市場株価法では1株当たり903円～904円、②類似上場会社比較法では1株当たり747円～1,092円、③DCF法では1株当たり1,152円～1,445円が当社の1株当たり株式価値の算定結果として示されております。

- ① 市場株価法では、平成22年3月11日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社の1ヶ月及び3ヶ月の各期間における単純平均株価（終値）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。
- ② 類似上場会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。
- ③ DCF法では、公開買付者より提出された当社に係る事業計画(案)（注2）、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期第3四半期以降の当社の将来の収益予想等に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

なお、本公開買付価格は、取締役会決議日の前日である平成22年3月18日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値938円に対しては43.92%、取締役会の前日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値909円に対しては48.51%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値907円に対しては48.84%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値911円に対しては48.19%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、マネジメント・バイアウトの一環として行われる一般的な公開買付けにおけるプレミアムに比べ通常の水準となっています。

一方、当社の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保し不当に恣意的な判断がなされないようにするための措置の一つとして、当社、公開買付者及びユニマットホールディングとは独立した第三者算定機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）を独自に選定した上で、当社の株式価値の算定を依頼し、平成22年3月19日に、PwCより当社の株式価値算定書を取得しました（なお、当社はPwCから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。なお、当社は、当初からPwCに当社の株式価値の算定を依頼しており、算定機関を変更した事実はありません。

PwCは、当社の経営陣から事業の現状、事業計画(案)（注2）等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社の株式価値を算定しました。PwCの株式価値算定書では、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価基準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）の各手法を用いて、当社の株式価値が算定されています。市場株価基準方式は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する方法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、平成22年3月18日を評価基準日とし、当社普通株式の東京証券取引所市場第一部における直近1ヶ月間、3ヶ月間及

び6ヶ月間の各期間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を分析した上で、当社普通株式の1株当たりの株式価値を906円から911円と算定しております。DCF方式は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF方式では、当社の事業計画(案)（注2）を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、当社普通株式の1株当たりの株式価値を1,292円から1,781円と算定しております。

当社の取締役会は、PwCによる当社株式の株式価値算定の結果及びかかる結果についての説明を参考として、本公開買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討を行いました。

（注2）当社においては、前事業年度末日までの当社の業績を基に毎年5月に開催される取締役会において当該事業年度の計画を含む事業計画を決議することとなっております。当社が平成21年5月の取締役会で決議した事業計画は平成21年12月末までの実際の業績に照らす限り今後実現していくことは困難なものであり、平成22年5月の取締役会では修正を余儀なくされると当社取締役会は判断していました。そのため、当社の全取締役（但し、取締役会長高橋洋二を除いております。以下、本（注2）において同じ。）は、同事業計画を基に、その後の市場環境の動向とそれに伴う業績の変化を踏まえた修正を加え、当社取締役会の指示に基づき平成22年2月に事業計画(案)を作成した上で、日興コーディアル証券及びPwCに提示いたしました。平成22年2月に作成された上記事業計画(案)は、本日現在において取締役会の承認を得たものではありませんが、当社の全取締役は、平成22年1月末までの当社の業績等の予想値や、本日現在において当該事業計画(案)について当社の全取締役の承認を得ていることを勧告すれば、同年5月に取締役会で決議される予定の事業計画が、その内容において、上記事業計画(案)から変更されたものとなる可能性は低いと考えています。なお、当該事業計画(案)の作成にあたり、当社の取締役会長である高橋洋二による実質的な関与は一切ございません。

#### (b) 当社における独立した第三者委員会の設置

当社取締役会は、平成22年1月19日、本公開買付けに係る当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、当社、公開買付者及びユニマットホールディングから独立性のある3名から構成される第三者委員会を設置し、かかる第三者委員会に対し、当社取締役会が本公開買付けに対して意見表明を行うに当たり、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）の妥当性を確保するため、当社取締役会に対して意見を提出することを委嘱する決議を行いました。

なお、当社取締役会は、第三者委員会の委員として、田中利彦氏（委員長、弁護士、田中綜合法律事務所。）、寺田芳彦氏（公認会計士、トラスティーズ・コンサルティング LLP。）及び野村文雄氏（当社の社外監査役、公認会計士、野村公認会計士事務所。）の3名を選定しました。各委員と当社、公開買付者及びユニマットホールディングとの間には、現在及び過去において取引関係は一切ありません。また、当社は当初からこの3名を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

第三者委員会は、上述の取締役会による設置の決議に先立つ平成21年12月28日の第三者委員会の候補者の顔合わせと概要の説明に始まり、平成22年3月19日まで合計3回開催され、当社取締役会が本公開買付けに賛同することの是非及び本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）の妥当性の検討を行いました。第三者委員会は、当社取締役会の委嘱を受けてPwCが提出した株式価値算定書(案)につきPwCからその内容の説明を受け、当社及びPwCとの間で質疑応答を行った上で、当社との間で、本公開買付価格を含む本公開買付けの買付条件について協議を行い、同月19日に正式に同株式価値算定書を受領しその内容を確認した上で、上記諮問事項について審議を行いました。第三者委員会は、これらの結果を踏まえつつ、諮問事項につき慎重に検討した結果、平成22年3月19日に、当社取締役会に対して、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）は妥当であり、本公開買付けに対して当社取締役会が、本公開買付けの実施について賛同を表明する旨の決議を行うことは相当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議しました。

(c) 独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガルアドバイザーとして当社、公開買付者及びユニマットホールディングから独立した第三者であるTMI 綜合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。同事務所は、必要に応じて当社の取締役会及び第三者委員会との間で協議を行い、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる当社の企業価値向上の具体的内容について説明を受けたほか、その法的助言のために必要なその他の情報を取得しております。当社の取締役会は、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けながら、当社の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けについて慎重に協議・検討を行いました。

(d) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議に関して、当社の取締役会長である高橋洋二は公開買付者の代表取締役であり、かつ公開買付者の親会社であり、当社の主要株主であるユニマットホールディングの代表取締役社長を兼務している

ことから、本来、企業価値の向上を通じて全株主の利益を代表すべき当社の取締役が株式の買付者側としての性格も併せ持つことにより、当社との構造的な利益相反状態にあることに鑑み、特別利害関係人として、当該審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。他方、当該審議及び決議においては、特別利害関係を有する高橋洋二を除き、当社の取締役全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で決議が行われております。

更に、上記当社の取締役会には全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(e) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(f) 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、ユニマットホールディングが引き続き所有する当社株式 8,387,070 株と合わせて、19,940,104 株（調整後所有株式割合：80.00%）以上となる応募があることを本公開買付けの成立の条件としております。また、本公開買付けの買付予定数の下限である 11,553,034 株から、公開買付者が応募に係る契約を締結している又は応募の同意を得ている者（以下「応募同意者等」といいます。）が保有する当社株式数 7,768,800 株を控除した 3,784,234 株は、ユニマットホールディング及び応募同意者等を除いた当社の株主が保有する当社株式数（当社の自己株式数を除きます。）である 8,769,260 株の 43.15%を占めております。このように、ユニマットホールディング及び応募同意者等以外の当社の株主の多数の賛同が得られない場合には、本公開買付けによる当社普通株式の取得を行わないこととし、当社の株主の皆様を尊重しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針につき、以下の説明を受けております。

本公開買付けにより当社の発行済株式（ユニマットホールディングの保有する当社株式及び当社の自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者及びユニマットホールディングを除く当社の株主（当社を除きます。）に対して当社の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者及びユニマットホールディングが当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することになるよう一連の手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの成立後速やかに、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定です。

また、本株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、公開買付者は、本株主総会と本種類株主総会における議決権の各基準日を平成 22 年 5 月 20 日とする予定であるため、本公開買付けの成立前であっても、公開買付期間中に本株主総会及び本種類株主総会の各基準日設定公告を行うことを当社に要請する予定です。

本公開買付けが成立し本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、全て（自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（当社を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、その当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別個の種類当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定ですが、算定の時点が異なること等により、かかる基準となる金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の

取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、公開買付者は当社に対し、公開買付者及びユニマットホールディングが当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者及びユニマットホールディング以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記②乃至③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格と異なることがあります。

また、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得すると引換えに別個の種類当社の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株式の保有状況及び公開買付者以外の当社の株主による当社の株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、公開買付者は、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者及びユニマットホールディング以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用することを、当社に要請する予定です。

公開買付者は、上記各手續の実行後に、当社の事業遂行及び経営の観点から支障がないこと（公開買付者が必要な許認可等を取得していることを含みますが、これに限られません。）が確認された場合には、公開買付者を存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併を行うことで、当社をユニマットホールディングの完全子会社とすることを予定しております。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手續における税務上の取扱いにつきましては、株主の皆様各自において自らの責任にて税務専門家等にご確認ください。

#### （5）上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の株券上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、当社の普通株式は所定の手續を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付けの終了後に、上記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆ

る二段階買収に関する事項について)」記載の手続に従って、適用ある法令に従い、当社の発行済株式(ユニマツトホールディングが保有する当社の普通株式及び当社の自己株式を除きます。)の全てを所有することを企図しておりますので、その場合にも、当社の普通株式は上場廃止になります。なお、当社の普通株式が上場廃止となった場合は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

### 3. 公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、ユニマツトホールディング(所有株式数:8,387,070株、所有株式割合:33.64%)との間で本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。

また、公開買付者は、高橋洋二(所有株式数:2,929,300株、所有株式割合:11.75%)及び日本たばこ産業株式会社(所有株式数:3,739,500株、所有株式割合:15.00%)との間で、その所有する全ての応募可能な当社株式を本公開買付けに応募する旨の契約を締結しており、高橋章恵氏(所有株式数:600,000株、所有株式割合:2.41%)及び株式会社ユーズ青山(所有株式数:500,000株、所有株式割合:2.01%)からは、その所有する全ての応募可能な当社株式について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

### 4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容 該当事項はありません。

### 5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針 該当事項はありません。

### 6. 公開買付者に対する質問 該当事項はありません。

### 7. 公開買付期間の延長請求 該当事項はありません。

### 8. その他

#### (1) 配当予想の修正及び株主優待制度の廃止

当社は、平成22年3月19日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、(i)平成22年3月期の配当予想を修正し、平成22年3月期の剰余金の配当(期末配当)を行わないこと、(ii)株主優待制度を廃止することを決議しております。

以上

[添付資料]

平成 22 年 3 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニマットレインボー

代表者名 代表取締役 高橋 洋二

## 株式会社ユニマットライフ株式に対する公開買付け開始に関するお知らせ

株式会社ユニマットレインボー（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 3 月 19 日開催の取締役会において、以下のとおり株式会社ユニマットライフ（東証第一部：7560。以下「対象者」といいます。）普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の目的

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、株式会社ユニマットホールディング（以下「ユニマットホールディング」といいます。）が本日現在において発行済株式の全てを保有し、公開買付けを通じて対象者の普通株式を取得及び保有することを目的として設立された株式会社です。ユニマットホールディングは、対象者の取締役会長である高橋洋二氏が代表取締役社長であり、同氏及びその親族が全ての株式を保有し、対象者の筆頭株主でもあります。なお、公開買付者は、本日現在対象者の普通株式を保有しておりません。また、高橋洋二氏は、本日現在公開買付者の代表取締役に就任しております。

公開買付者は、ユニマットホールディングが保有する対象者の普通株式（所有株式数：8,387,070 株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有株式割合」といいます。）：33.64%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算において同様に計算しております。））及び対象者の自己株式を除く、対象者の発行済普通株式の全てを取得することにより、公開買付者の完全親会社であるユニマットホールディングが保有する対象者株式と合わせて、対象者をユニマットホールディングの実質子会社とし、対象者の株式を非上場化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。また、本公開買付けにより対象者の発行済株式（ユニマットホールディングが保有する対象者の普通株式及び対象者の自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の一連の手続き（以下「完全子会社化手続き」といいます。）の実行を対象者に要請し、かかる完全子会社化手続きを経てユニマットホールディングと合わせて対象者の全ての株式（対象者の自己株式を除きます。）を取得する予定です。また、当該完全子会社化後、公開買付者を存続会社とし、対象者を消滅会社とする吸収合併を行うことで、対象者をユニマットホールディングの完全子会社とすることを予定しております。

本公開買付けに関連して、公開買付者は、公開買付者の代表取締役及びその完全親会社であるユニマツトホールディングの代表取締役社長であり、かつ対象者の取締役会長でもある高橋洋二氏（所有株式数：2,929,300株、所有株式割合：11.75%）並びに、日本たばこ産業株式会社（所有株式数：3,739,500株、所有株式割合：15.00%）との間で、その所有する全ての応募可能な対象者株式を本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。なお、当該応募契約においては、高橋洋二氏及び日本たばこ産業株式会社による応募を一定の条件成就に係らしめる規定はなく、また、当該応募の撤回を制限する旨の規定もありません。また、公開買付者は、高橋洋二氏の親族である高橋章恵氏（所有株式数：600,000株、所有株式割合：2.41%）並びに同氏及びその親族が全ての株式を保有する株式会社ユーズ青山（所有株式数：500,000株、所有株式割合：2.01%）からその所有する全ての応募可能な対象者株式について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。一方で、公開買付者の完全親会社であるユニマツトホールディング（所有株式数：8,387,070株、所有株式割合：33.64%）からは、その保有する対象者株式については、本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。

本公開買付けにおいては、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした株主（以下「応募株主等」といいます。）が本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が11,553,034株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないものとしております。本公開買付けの買付予定数の下限を11,553,034株と設定することで、本公開買付けが成立した後に公開買付者が所有する対象者の株式数と、公開買付者の完全親会社であるユニマツトホールディングが引き続き所有する対象者の株式数8,387,070株との合計は、19,940,104株以上となり、平成22年2月12日現在の対象者の発行済普通株式の総数である24,931,500株（対象者の平成22年3月期（第19期）第3四半期報告書（平成22年2月12日提出）における記載に基づいております。）から、対象者が平成21年12月31日現在所有する自己株式6,370株（上記の対象者の平成22年3月期（第19期）第3四半期報告書には、対象者が保有する自己株式数が、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づいた単元（100株）単位で記載されているため、同報告書に記載された自己株式数には基づかず、対象者の平成22年2月1日付「平成22年3月期 第3四半期決算短信」における記載に基づいております。）を控除した24,925,130株に対する所有株式数の割合（以下「調整後所有株式割合」といいます。）は、80.00%以上（なお、本公開買付けの買付予定数の下限である11,553,034株の調整後所有株式割合は46.35%）となります。なお、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（注1）の一環として実施される取引として行われるものであり、対象者の取締役会長である高橋洋二氏が代表取締役社長を務めるユニマツトホールディングは、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者に対して出資（11,847百万円）を行うことを予定しており、また、当該出資の原資として当該金額の全てについて、株式会社三井住友銀行から本公開買付けの成立等を条件とする借入れを受けることを予定しております。ユニマツトホールディングは、本公開買付け後、高橋洋二氏から、その保有する対象者株式の応募に伴う売却代金（3,908百万円）を原資とする借入れを受けることを予定しており、かかる借入金をもって、上記の株式会社三井住友銀行からの借入れの一部の返済に充てることを予定しております。なお、対象者及びその子会社等の一部は、公開買付者が完全子会社化手続きを経てユニマツトホールディングと合わせて対象者の全ての株式（対象者の

自己株式を除きます。)を取得した場合には、上記の株式会社三井住友銀行からの借入れについて保証を行い、また、それらの一定の資産を担保として提供する予定であります。また、高橋洋二氏は、本取引成立後も、特段の事情が無い限り引き続き対象者の取締役会長に留まり経営に参画する予定です。なお、高橋洋二氏以外の対象者の現在の取締役についても、本取引成立後も、特段の事情が無い限り引き続き対象者の取締役として経営に参画する予定です。

なお、対象者の取締役会は、公開買付者及びユニマツホールディングとの間で慎重に協議及び検討を進め、「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の第三者委員会の答申も踏まえた結果、平成 22 年 3 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けへの賛同を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っています。

(注 1) マネジメント・バイアウトとは、一般に買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が資金を出資して、買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

ユニマツホールディングは、公開買付者の完全親会社であり、ユニマツグループの中核会社として、グループ会社株式の保有及び管理、グループ各社への資金貸付、保有する美術品の売買及び賃貸等を行うとともに、重要な子会社である株式会社ユニマツ不動産及び株式会社ユニマツリパティ等を通じて、不動産業(売買、賃貸及び管理)やゴルフ場、ホテル及びリゾート経営等を行っております。

対象者は、前身のユナイテッドスティール株式会社にて昭和 54 年 6 月より現在の主力事業であるオフィスコーヒャーサービス事業(以下「OCS 事業」といいます。)を開始して以来、平成 3 年 9 月に会社分割により株式会社ユニマツオフィスコ(現在の対象者)の設立を経て、OCS 事業の全国展開による事業の拡大及び「カフェラミル」等の事業譲受け等による飲食事業への業容の拡張に伴い、平成 9 年 9 月に日本証券業協会に店頭登録を行い、平成 12 年 1 月の東京証券取引所市場第二部への上場を経て、平成 13 年 3 月に現在の東京証券取引所市場第一部への指定替えを果たしております。当該指定替え以降も、対象者は積極的な M&A を推進し、更なる飲食事業の拡大や現在も対象者にて行われている不動産賃貸事業や介護事業への展開を達成してまいりました。平成 18 年 4 月には、対象者を存続会社、株式会社ユニマツクリーンライフを消滅会社とした合併を行い、社名を現在の株式会社ユニマツライフとし、マット、モップや空気清浄機等の環境美化用品のレンタル及び販売事業(以下「レンタル事業」といいます。)を開始し、現在の主力セグメントとなる OCS 事業、レンタル事業及び飲食事業を遂行する経営体制となっております。

対象者は、平成 20 年下期に発生したいわゆるリーマンショックに伴う世界同時株安、不安定な為替動向

等から生じる経済状況の不透明感を背景とする厳しい経済環境が続く中でも、主力事業であるOCS事業及びレンタル事業については、サービス体制の拡充や積極的な営業展開により、平成21年3月期においてともに増収を果たし、結果として会社全体の業績についても経常利益ベースでは、前年同期比にて増収増益（売上高10.2%増、営業利益0.2%増、経常利益0.2%増）を達成しておりますが、経済環境が悪化する中で生じた投資有価証券の評価損等により最終利益となる当期純利益ベースでは減益（当期純利益51.4%減）となっております。これに加え、このような厳しい経済環境が続くことにより、対象者のお客様である各企業の経費削減の傾向が更に進むことが想定され、トータルオフィスサービスの提供を主力事業とする対象者にとっては、ライバル企業との更なる競争激化や市場動向を踏まえたサービスの提供による差別化に対応するための措置を講じることが急務となっております。

対象者は、こうした市場環境の中において更なる企業価値の向上のためには、従来までの事業拡大の経営戦略を転換し、対象者の事業展開や組織体制の見直しのための抜本的な経営改革を実施していくことが不可欠であり、具体的には、近年の積極的なM&Aの展開に伴い増加した各事業について大幅な見直しを行うとともに、対象者の現在までの発展の基礎となっている主力事業のOCS事業及びレンタル事業を中心として、対象者の原点に立ち返る必要があると考えております。

まず、主に個人のお客様を対象としている飲食事業においては、近年の経済環境を反映し、個人消費の低迷に伴う外食離れによる集客率の低下が顕著であります。このため、対象者は当該事業の聖域なき見直しを図ったうえで、当事業年度において平成21年9月には、ユニマットグループとの間で対象者の孫会社である株式会社フレッシュネスを売却しました。また、その他「カフェラミル」（23店舗）、「ニナスカフェ」（11店舗）を中心としたカフェ事業及び「オーバカナル」（8店舗）のレストラン事業についても、平成22年3月16日付にて株式会社ドトールコーヒーと売却に関する基本合意を締結し翌事業年度に売却を行う予定です。また、これらの事業以外にも、対象者グループ各社で行っている各事業について見直しを行い、平成21年9月には対象者の孫会社となる株式会社ココチケアを医療法人社団明正会他へ売却しております。

他方で、主力事業であるOCS事業やレンタル事業に関しては、「お客様にゆとりとやすらぎをお届けするトータルオフィスサービスの確立」のもとに、両事業を今後の企業発展の両輪として、オフィス環境における様々なニーズへのきめ細やかな対応による他社との差別化を推進すること、また、各事業でのお客様の消費動向をより迅速に捉え、対象者の経営に効果的にフィードバックできる経営体制の整備が喫緊の課題と考えております。

そこで、対象者は、OCS事業においては、対象者の利益率の安定化を図るためにも、コーヒー生豆相場や為替の相場変動による影響を受けやすい従来のレギュラーコーヒー中心の商品展開に加え、お客様の嗜好の多様性に応えた日本茶や紅茶等の更なる商品ラインアップの拡充を行ってまいりました。また、お客様の環境意識や食への安全性に関する意識の高まりはオフィスコーヒー市場にも向けられる傾向にあることから、その具体的な対策として、間伐材を使用した紙カップ、無漂白コーヒーフィルター等の環境負荷の低い商材の導入並びにリサイクル回収の強化及び有機栽培されたコーヒー生豆を使用した商品の拡充等を行っております。さらに、これらの商材及び商品のみならず各種サーバーにおいても、お客様の嗜好の多様性に応じたエスプレッソ、カフェラテ等のサーバーの充実や、より小規模のオフィスでも安心して

ご使用いただける利便性と質を高めたサーバーの開発を行っております。

このようなお客様の意識の変化や多様な嗜好性は、今後もより一層高まることが想定されることから、対象者では、OCS事業への継続的な投資を行い、付加価値の高い商品並びに市場の変化に対応した各種サーバーを機動的に開発し、市場に投入することが課題となります。また、国内のお客様である各企業の経費節減傾向は今後も一定期間継続することが想定されることから、既に進出済みの上海を中心とした中国の主要都市において、新たな市場を開拓することも検討すべき課題であると考えております。

また、レンタル事業においては、工場の老朽化や稼働率の高まりに対応する一方、競合他社との競争に耐えうる効率化・省力化され、かつ環境に配慮した設備等を備えた新たなクリーニング工場の建設及び当該事業の全国展開へ向けて、主要な大都市を中心として新たな営業拠点の拡充等が緊急の課題となっております。

しかしながら、このような商品開発や海外展開、設備投資などの経営改革を断行していくためには、多大な投資の実施と相応の期間が必要となり、かつその効果が現れるには一定の時間が必要であることから、一時的にはコストの増加やキャッシュ・フローの悪化に伴う業績悪化が見込まれます。かかる業績の悪化は、短期的な業績の拡大を志向する傾向にある資本市場においては評価されず、対象者の株主の皆様に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性は否定できません。

これらのことから、対象者の株主の皆様が一時的であれ、上記のリスクを負わせることを回避するために、対象者経営陣は、平成21年11月頃からユニマツホールディング及び公開買付者の代表取締役となる高橋洋二氏と慎重に検討を重ね、短期的な業績変動に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるマネジメント・バイアウトの手法により、対象者をユニマツホールディングの完全子会社とすることが、対象者の企業価値の更なる向上につながると判断いたしました。

また、対象者は、平成9年9月に日本証券業協会において株式を店頭登録して以降、エクイティファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優秀な人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上及びM&Aの手法を用いた事業拡大等、上場会社としての様々なメリットを享受してまいりましたが、一方で、現在の対象者における知名度等の状況に鑑みれば、上記のようなメリットは必ずしも必要なものではなく、また、企業の内部統制（J-SOX）、四半期決算、今後適用が見込まれる国際会計基準への対応等、資本市場に対する厳しい規制の強化により得られるメリットと、これらを享受するために株式を上場するにあたっての必要なコスト（株主総会の開催、株主名簿管理人への事務委託及び適時開示に対応していくために要する各種費用等）を比較検討した場合に、必ずしも上場を維持していくことが対象者の中長期的な企業価値の向上につながらないと判断いたしました。

以上のことを踏まえ、対象者、ユニマツホールディング及び公開買付者の代表取締役となる高橋洋二氏が慎重に検討を重ねた結果、ユニマツホールディング及び公開買付者は、上記のような抜本的な事業改革を敢行する一方で、対象者の株主の皆様に一時的であれリスクを負っていただくことを回避し、かつ、短期的な業績変動に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるマネジメント・バイアウトの手法により、対象者をユニマツホールディングの完全子会社とすることが、対象者の企業価値の更なる向上につながると判断し、本公開買付けを行うことを決定しました。

また、平成22年3月19日に対象者が公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」と題

する適時開示によれば、対象者取締役会は、「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の第三者委員会の答申も踏まえた結果、平成22年3月19日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会をご提供するものであると判断し、本公開買付けへの賛同を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議を行っています。

### (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者及び公開買付者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウトである本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存すること等を認識しており、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

#### (a) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者の代表取締役である高橋洋二氏は、本公開買付価格を決定するにあたり、平成21年10月に対象者、公開買付者及びユニマットホールディングから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）に本公開買付価格の決定の参考とするために対象者株式の価値の評価を依頼しました。

日興コーディアル証券は、本公開買付価格を算定するに際して、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画（案）（注2）等を検討のうえ、多面的に評価することが適切であると考え、①市場株価法、②類似上場会社比較法及び③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて対象者株式の算定を行いました。

同年12月に高橋洋二氏が代表取締役社長を務めるユニマットホールディング出資のもとで設立された公開買付者は、平成22年3月12日に取得した「株式価値算定書」の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の動向、応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、1株当たり1,350円とすることを決定いたしました（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

株式価値算定書によると、①市場株価法では1株当たり903円～904円、②類似上場会社比較法では1株当たり747円～1,092円、③DCF法では1株当たり1,152円～1,445円が対象者の1株当たり株式価値の算定結果として示されております。

- ① 市場株価法では、平成22年3月11日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の1ヶ月及び3ヶ月の各期間における単純平均株価（終値）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。
- ② 類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。
- ③ DCF法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画（案）（注2）、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期第3四半期以降の対象者の将来の収益予想等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

なお、本公開買付価格は、取締役会決議日の前日である平成22年3月18日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値938円に対しては43.92%、取締役会の前日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値909円に対しては48.51%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値907円に対しては48.84%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値911円に対しては48.19%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、マネジメント・バイアウトの一環として行われる一般的な公開買付けにおけるプレミアムに比べ通常の水準となっております。

一方、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保し不当に恣意的な判断がなされないようにするための措置の一つとして、対象者、公開買付者及びユニマットホールディングとは独立した第三者算定機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）を独自に選定した上で、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年3月19日に、PwCより対象者の株式価値算定書を取得しました（なお、対象者はPwCから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。なお、対象者は、当初からPwCに対象者の株式価値の算定を依頼しており、算定機関を変更した事実はありません。

PwCは、対象者の経営陣から事業の現状、事業計画（案）（注2）等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定しました。PwCの株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価基準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）の各手法を用いて、対象者の株式価値が算定されています。市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する方法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、平成22年3月18日を評価基準日とし、対象者普通株式の東京証券取引所市場第一部における直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を906円から911円と算定しております。DCF方式は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF方式では、対象者の事業計画（案）（注2）を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定

の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を1,292円から1,781円と算定しております。

対象者の取締役会は、PwCによる対象者株式の株式価値算定の結果及びかかる結果についての説明を参考として、本公開買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討を行いました。

(注2) 対象者においては、前事業年度末日までの対象者の業績を基に毎年5月に開催される取締役会において当該事業年度の計画を含む事業計画を決議することとなっております。対象者が平成21年5月の取締役会で決議した事業計画は平成21年12月末までの実際の業績に照らす限り今後実現していくことは困難なものであり、平成22年5月の取締役会では修正を余儀なくされると対象者取締役会は判断していました。そのため、対象者の全取締役(但し、取締役会長高橋洋二氏を除いております。以下、本(注2)において同じ。)は、同事業計画を基に、その後の市場環境の動向とそれに伴う業績の変化を踏まえた修正を加え、対象者取締役会の指示に基づき平成22年2月に事業計画(案)を作成した上で、日興コーディアル証券及びPwCに提示いたしました。平成22年2月に作成された上記事業計画(案)は、本日現在において対象者取締役会の承認を得たものではありませんが、対象者の全取締役は、平成22年1月末までの対象者の業績等の予想値や、本日現在において当該事業計画(案)について対象者の全取締役の承認を得ていることを勘案すれば、同年5月に取締役会で決議される予定の事業計画が、その内容において、上記事業計画(案)から変更されたものとなる可能性は低いと考えています。なお、当該事業計画(案)の作成にあたり、対象者の取締役会長である高橋洋二氏による実質的な関与は一切ございません。

#### (b) 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者取締役会は、平成22年1月19日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者、公開買付者及びユニマットホールディングから独立性のある3名から構成される第三者委員会を設置し、かかる第三者委員会に対し、対象者取締役会が本公開買付けに対して意見表明を行うに当たり、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付けの買付条件(本公開買付価格を含みます。)の妥当性を確保するため、対象者取締役会に対して意見を提出することを委嘱する決議を行いました。

なお、対象者取締役会は、第三者委員会の委員として、田中利彦氏(委員長、弁護士、田中綜合法律事務所。)、寺田芳彦氏(公認会計士、トラスティーズ・コンサルティングLLP。)&野村文雄氏(対象者の社外監査役、公認会計士、野村公認会計士事務所。)の3名を選定しました。各委員と対象者、公開買付者及びユニマットホールディングとの間には、現在及び過去において取引関係は一切ありません。また、対象者は当初からこの3名を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

第三者委員会は、上述の取締役会による設置の決定に先立つ平成21年12月28日の第三者委員会の候補者の顔合わせと概要の説明に始まり、平成22年3月19日まで合計3回開催され、対象者取締役会が本公開買付けに賛同することの是非及び本公開買付けの買付条件(本公開買付価格を含みます。)の妥当性の検討

を行いました。第三者委員会は、対象者取締役会の委嘱を受けてPwCが提出した株式価値算定書（案）につきPwCからその内容の説明を受け、対象者及びPwCとの間で質疑応答を行った上で、対象者との間で、本公開買付価格を含む本公開買付けの買付条件について協議を行い、同月19日に正式に同株式価値算定書を受領しその内容を確認した上で、上記諮問事項について審議を行いました。第三者委員会は、これらの結果を踏まえつつ、諮問事項につき慎重に検討した結果、平成22年3月19日に、対象者取締役会に対して、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）は妥当であり、本公開買付けに対して対象者取締役会が、本公開買付けの実施について賛同を表明する旨の決議を行うことは相当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議しました。

(c) 独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガルアドバイザーとして対象者、公開買付者及びユニマットホールディングから独立した第三者であるTMI総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。同事務所は、必要に応じて対象者の取締役会及び第三者委員会との間で協議を行い、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容について説明を受けたほか、その法的助言のために必要なその他の情報を取得しております。対象者の取締役会は、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けながら、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けについて慎重に協議・検討を行いました。

(d) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議に関して、対象者の取締役会長である高橋洋二氏は公開買付者の代表取締役であり、かつ公開買付者の親会社であり、対象者の主要株主であるユニマットホールディングの代表取締役社長を兼務していることから、本来、企業価値の向上を通じて全株主の利益を代表すべき対象者の取締役が株式の買付者側としての性格も併せ持つことにより、対象者との構造的な利益相反状態にあることに鑑み、特別利害関係人として、当該審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。他方、当該審議及び決議においては、特別利害関係を有する高橋洋二氏を除き、対象者の取締役全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で決議が行われております。

更に、上記対象者の取締役会には全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(e) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。また、

公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(f) 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、ユニマットホールディングが引き続き所有する対象者株式 8,387,070 株と合わせて、19,940,104 株（調整後所有株式割合：80.00%）以上となる応募があることを本公開買付けの成立の条件としております。また、本公開買付けの買付予定数の下限である 11,553,034 株から、公開買付者が応募に係る契約を締結している又は応募の同意を得ている者（以下「応募同意者等」といいます。）が保有する対象者株式数 7,768,800 株を控除した 3,784,234 株は、ユニマットホールディング及び応募同意者等を除いた対象者の株主が保有する対象者株式数（対象者の自己株式数を除きます。）である 8,769,260 株の 43.15%を占めております。このように、ユニマットホールディング及び応募同意者等以外の対象者の株主の多数の賛同が得られない場合には、本公開買付けによる対象者普通株式の取得を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を尊重しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにより対象者の発行済株式（ユニマットホールディングの保有する対象者株式及び対象者の自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者及びユニマットホールディングを除く対象者の株主（対象者を除きます。）に対して対象者の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者及びユニマットホールディングが対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することになるよう一連の手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの成立後速やかに、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。

また、本株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、公開買付者は、本株主総会と本種類株主総会における議決権の各基準日を平成 22 年 5 月 20 日とする予定であるため、本公開買付けの成立前であっても、公開買付期間中に本株主総会及び本種類株主総会の各基準日設定公告を行うことを対象者に要請する予定です。

本公開買付けが成立し本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、全て（自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（対象者を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、その対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定ですが、算定の時点が異なること等により、かかる基準となる金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、公開買付者は対象者に対し、公開買付者及びユニマットホールディングが対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者及びユニマットホールディング以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記②乃至③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格と異なることがあり得ます。

また、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類の対象者の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株式の保有状況及び公開買付者以外の対象者の株主による対象者の株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、公開買付者は、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者及びユニマットホールディング以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用することを、対象者に要請する予定です。

公開買付者は、上記各手続の実行後に、対象者の事業遂行及び経営の観点から支障がないこと（公開買付者が必要な許認可等を取得していることを含みますが、これに限られません。）が確認された場合には、公開買付者を存続会社とし、対象者を消滅会社とする吸収合併を行うことで、対象者をユニマットホールディングの完全子会社とすることを予定しております。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いにつきましては、株主の皆様各自において自らの責任にて税務専門家等にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の株券上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付けの終了後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項について）」記載の手続に従って、適用ある法令に従い、対象者の発行済株式（ユニマットホールディングが保有する対象者の普通株式及び対象者の自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、その場合にも、対象者の普通株式は上場廃止になります。なお、対象者の普通株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、ユニマットホールディング（所有株式数：8,387,070株、所有株式割合：33.64%）との間で本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。

また、公開買付者は、高橋洋二氏（所有株式数：2,929,300株、所有株式割合：11.75%）及び日本たばこ産業株式会社（所有株式数：3,739,500株、所有株式割合：15.00%）との間で、その所有する全ての応募可能な対象者株式を本公開買付けに応募する旨の契約を締結しており、高橋章恵氏（所有株式数：600,000株、所有株式割合：2.41%）及び株式会社ユーズ青山（所有株式数：500,000株、所有株式割合2.01%）からは、その所有する全ての応募可能な対象者株式について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ユニマットライフ	
② 所 在 地	東京都港区南青山二丁目12番14号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 芝岡 裕之	
④ 事 業 内 容	コーヒー・紅茶・清涼飲料水・食品日用品雑貨の販売 環境美化用品の製造及びレンタル・販売	
⑤ 資 本 金	5,641百万円（平成21年12月31日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	平成3年10月1日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成21年9月30日現在)	株式会社ユニマットホールディング	33.64%
	日本たばこ産業株式会社	14.99%

(注)	高橋 洋二	11.74%
	資産管理サービス信託銀行株式会社	3.49%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3.20%
	高橋 章恵	2.40%
	株式会社ユーズ青山	2.00%
	ユニマットライフ社員持株会	1.39%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.26%
	あいおい損害保険株式会社	0.76%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	公開買付者の完全親会社である株式会社ユニマットホールディングは、対象者の普通株式を 8,387,070 株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合 33.64%）保有しております。	
人 的 関 係	公開買付者の代表取締役である高橋洋二氏は、対象者の取締役会長及び株式会社ユニマットホールディングの代表取締役社長を兼任しております。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関連当事者への該当状況	公開買付者の完全親会社である株式会社ユニマットホールディングは対象者のその他の関係会社であり、公開買付者は対象者の関連当事者に該当します。	

(注)「大株主及び持株比率(平成 21 年 9 月 30 日現在)」は、対象者の平成 22 年 3 月期（第 19 期）第 2 四半期報告書（平成 21 年 11 月 12 日提出）より引用しました。持株比率は、小数点以下第三位を切捨てた記載がなされております。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 3 月 23 日（火曜日）から平成 22 年 5 月 11 日（火曜日）まで（32 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,350 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者の代表取締役である高橋洋二氏は、本公開買付価格を決定するにあたり、平成 21 年 10 月に対象者、公開買付者及びユニマットホールディングから独立した第三者算定機関としてのフィナンシ

ャル・アドバイザーである日興コーディアル証券に本公開買付価格の決定の参考とするために対象者株式の価値の評価を依頼しました。

日興コーディアル証券は、本公開買付価格を算定するに際して、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画（案）（注）等を検討のうえ、多面的に評価することが適切であると考え、①市場株価法、②類似上場会社比較法及び③DCF法を用いて対象者株式の算定を行いました。

同年12月に高橋洋二氏が代表取締役社長を務めるユニマットホールディング出資のもとで設立された公開買付者は、平成22年3月12日に取得した「株式価値算定書」の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の動向、応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、1株当たり1,350円とすることを決定いたしました（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

株式価値算定書によると、①市場株価法では1株当たり903円～904円、②類似上場会社比較法では1株当たり747円～1,092円、③DCF法では1株当たり1,152円～1,445円が対象者の1株当たり株式価値の算定結果として示されております。

- ① 市場株価法では、平成22年3月11日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の1ヶ月及び3ヶ月の各期間における単純平均株価（終値）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。
- ② 類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。
- ③ DCF法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画（案）（注）、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期第3四半期以降の対象者の将来の収益予想等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

本公開買付価格は、取締役会決議日の前日である平成22年3月18日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値938円に対しては43.92%（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において同様に計算しております。）、同日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値909円に対しては48.51%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値907円に対しては48.84%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値911円に対しては48.19%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、マネジメント・パイアウトの一環として行われる一般的な公開買付けにおけるプレミアムに比べ通常の水準となっています。

## ② 算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯について）

対象者は、平成20年下期に発生したいわゆるリーマンショック以降の低迷を続ける厳しい経済状況

の中、対象者のお客様である各企業の経費削減の傾向が更に進むことが想定され、トータルオフィスサービスの提供を主力事業とする対象者にとっては、ライバル企業との更なる競争激化や市場動向を踏まえたサービスの提供による差別化に対応するための措置を講じることが急務と考え、こうした市場環境の中においても更なる企業価値の向上のためには、従来までの事業拡大の経営戦略を転換し、対象者の事業展開や組織体制の見直しのための抜本的な経営改革を実施することが不可欠であると判断しました。

しかしながら抜本的な経営改革を断行していくためには、多大な投資の実施と相応の期間が必要となり、かつその効果が現れるには一定の時間が必要であることから、一時的にはコスト増大やキャッシュ・フロー悪化に伴う業績の悪化が見込まれ、対象者の株主の皆様に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性が否定できないことから、対象者の株主の皆様へ一時的であれこれらのリスクを負わせることを回避するために、対象者の取締役会長であり、かつ公開買付者の完全親会社であるユニマットホールディングの代表取締役社長である高橋洋二氏は、平成 21 年 10 月頃から対象者の非公開化の必要性について検討をした結果、マネジメント・バイアウトの手法により、対象者をユニマットホールディングの完全子会社とすることが、対象者の企業価値の更なる向上につながると判断し、本公開買付けを行うことを決定しました。

公開買付者の代表取締役である高橋洋二氏は、本公開買付価格の決定にあたり、平成 21 年 10 月に、対象者、公開買付者及びユニマットホールディングから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーとして日興コーディアル証券を選定し、本公開買付価格の決定の参考とするために対象者株式の価値の評価を依頼するとともに、同年 12 月に対象者の経営陣に対して非公開化の意向を申し入れました。また、自らが代表取締役社長でもあるユニマットホールディングの完全子会社として、対象者の普通株式を取得及び保有することを目的とした公開買付者を同月に設立しました。

公開買付者は、日興コーディアル証券より平成 22 年 3 月 12 日付で株式価値算定書を受領しました。当該株式価値算定書によると、日興コーディアル証券は、①市場株価法、②類似上場会社比較法及び③ DCF 法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各方法による対象者の 1 株当たり株式価値の範囲は、①市場株価法では 1 株当たり 903 円～904 円、②類似上場会社比較法では 1 株当たり 747 円～1,092 円、③ DCF 法では 1 株当たり 1,152 円～1,445 円が対象者の 1 株当たり株式価値の算定結果として示されております。

公開買付者は、上記の当該株式価値算定書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の動向、応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、最終的に平成 22 年 3 月 19 日に本公開買付価格を 1 株当たり 1,350 円とすることを決定しました（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置）

対象者及び公開買付者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウトである本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存すること等を認識しており、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回

避の観点から、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

(a) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保し不当に恣意的な判断がなされないようにするための措置の一つとして、対象者、公開買付者及びユニマットホールディングとは独立した第三者算定機関であるPwCを独自に選定した上で、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年3月19日に、PwCより対象者の株式価値算定書を取得しました（なお、対象者はPwCから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。なお、対象者は、当初からPwCに対象者の株式価値の算定を依頼しており、算定機関を変更した事実はありません。

PwCは、対象者の経営陣から事業の現状、事業計画（案）（注）等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定しました。PwCの株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価基準方式及びDCF方式の各手法を用いて、対象者の株式価値が算定されています。市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する方法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、平成22年3月18日を評価基準日とし、対象者普通株式の東京証券取引所市場第一部における直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を906円から911円と算定しております。DCF方式は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF方式では、対象者の事業計画（案）（注）を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を1,292円から1,781円と算定しております。

対象者の取締役会は、PwCによる対象者株式の株式価値算定の結果及びかかる結果についての説明を参考として、本公開買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討を行いました。

(b) 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者取締役会は、平成22年1月19日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者、公開買付者及びユニマットホールディングから独立性のある3名から構成される第三者委員会を設置し、かかる第三者委員会に対し、対象者取締役会が本公開買付けに対して意見表明を行うに当たり、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）の妥当性を確保するため、対象者取締役会に対して意見を提出することを委嘱する決議を行いました。

なお、対象者取締役会は、第三者委員会の委員として、田中利彦氏（委員長、弁護士、田中綜合法律事務所。）、寺田芳彦氏（公認会計士、トラスティーズ・コンサルティングLLP。）及び野村文雄氏（公認会計士、野村公認会計士事務所。）の3名を選定しました。各委員と対象者、公開買付者及びユニマットホールディングとの間には、現在及び過去において取引関係は一切ありません。また、対象者

は当初からこの3名を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

第三者委員会は、上述の取締役会による設置の決議に先立つ平成21年12月28日の第三者委員会の候補者の顔合わせと概要の説明に始まり、平成22年3月19日まで合計3回開催され、対象者取締役会が本公開買付けに賛同することの是非及び本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）の妥当性の検討を行いました。第三者委員会は、対象者取締役会の委嘱を受けてPwCが提出した株式価値算定書（案）につきPwCからその内容の説明を受け、対象者及びPwCとの間で質疑応答を行った上で、対象者との間で、本公開買付価格を含む本公開買付けの買付条件について協議を行い、同月19日に正式に同株式価値算定書を受領しその内容を確認した上で、上記諮問事項について審議を行いました。第三者委員会は、これらの結果を踏まえつつ、諮問事項につき慎重に検討した結果、平成22年3月19日に、対象者取締役会に対して、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）は妥当であり、本公開買付けに対して対象者取締役会が、本公開買付けの実施について賛同を表明する旨の決議を行うことは相当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議しました。

(c) 独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガルアドバイザーとして対象者、公開買付者及びユニマットホールディングから独立した第三者であるTMI総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。同事務所は、必要に応じて対象者の取締役会及び第三者委員会との間で協議を行い、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容について説明を受けたほか、その法的助言のために必要なその他の情報を取得しております。対象者の取締役会は、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けながら、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けについて慎重に協議・検討を行いました。

(d) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての取締役会決議に関して、対象者の取締役会長である高橋洋二氏は公開買付者の代表取締役であり、かつ公開買付者の親会社であり、対象者の主要株主であるユニマットホールディングの代表取締役社長を兼務していることから、本来、企業価値の向上を通じて全株主の利益を代表すべき対象者の取締役が株式の買付者側としての性格も併せ持つことにより、対象者との構造的な利益相反状態にあることに鑑み、特別利害関係人として、当該審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。他方、当該審議及び決議においては、特別利害関係を有する高橋洋二氏を除き、対象者の取締役全員が出席し、決議に参加した取締役の全員一致で決議が行われております。

更に、上記対象者の取締役会には全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(e) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けの公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であ

るところ、32 営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、株主の皆様は本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(f) 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、ユニマットホールディングが引き続き所有する対象者株式 8,387,070 株と合わせて、19,940,104 株（調整後所有株式割合：80.00%）以上となる応募があることを本公開買付けの成立の条件としております。また、本公開買付けの買付予定数の下限である 11,553,034 株から、応募同意者等が保有する対象者株式数 7,768,800 株を控除した 3,784,234 株は、ユニマットホールディング及び応募同意者等を除いた対象者の株主が保有する対象者株式数（対象者の自己株式数を除きます。）である 8,769,260 株の 43.15%を占めております。このように、ユニマットホールディング及び応募同意者等以外の対象者の株主の多数の賛同が得られない場合には、本公開買付けによる対象者普通株式の取得を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を尊重しております。

（注）対象者においては、前事業年度末日までの対象者の業績を基に毎年 5 月に開催される取締役会において当該事業年度の計画を含む事業計画を決議することとなっております。対象者が平成 21 年 5 月の取締役会で決議した事業計画は平成 21 年 12 月末までの実際の業績に照らす限り今後実現していくことは困難なものであり、平成 22 年 5 月の取締役会では修正を余儀なくされると対象者取締役会は判断していました。そのため、対象者の全取締役（但し、取締役会長高橋洋二氏を除いております。以下、本（注）において同じ。）は、同事業計画を基に、その後の市場環境の動向とそれに伴う業績の変化を踏まえた修正を加え、対象者取締役会の指示に基づき平成 22 年 2 月に事業計画（案）を作成した上で、日興コーディアル証券及び PwC に提示いたしました。平成 22 年 2 月に作成された上記事業計画（案）は、本日現在において対象者取締役会の承認を得たものではありませんが、対象者の全取締役は、平成 22 年 1 月末までの対象者の業績等の予想値や、本日現在において当該事業計画（案）について対象者の全取締役の承認を得ていることを勘案すれば、同年 5 月に取締役会で決議される予定の事業計画が、その内容において、上記事業計画（案）から変更されたものとなる可能性は低いと考えています。なお、当該事業計画（案）の作成にあたり、対象者の取締役会長である高橋洋二氏による実質的な関与は一切ございません。

③ 算定機関との関係

公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券は、公開買付者、対象者及び対象者の関係会社であるユニマットホールディングの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
16,538,060 (株)	11,553,034 (株)	— (株)

- (注1) 買付予定数(16,538,060株)は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の普通株式の最大数です。これは、対象者の平成22年3月期(第19期)第3四半期報告書(平成22年2月12日提出)に記載された平成22年2月12日現在の対象者の発行済株式総数(24,931,500株)から、本日現在、本公開買付けに応募しない旨の同意を得ている公開買付者の完全親会社であるユニマツホールディングが所有する対象者普通株式(8,387,070株)及び本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者の自己株式(同報告書には対象者が保有する自己株式数が直前の基準日(平成21年9月30日)に基づいた単元(100株)単位で記載されているため、対象者の平成22年2月1日付「平成22年3月期 第3四半期決算短信」に記載された平成21年12月31日現在対象者が所有する自己株式(6,370株))を控除した株式数(16,538,060株)となります。
- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(11,553,034株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(11,553,034株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注3) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。但し、応募に際しては買付け等の対象となる単元未満株式が、公開買付代理人(後記(11)において記載される者をいいます。)に開設された応募株主等名義の口座に記載又は記録されている必要があります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	124,189個	(買付け等前における株券等所有割合 49.82%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	165,380個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	248,704個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(16,538,060株)に係る議決権の数です。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けに応募しない旨の同意を得ている公開買付者の完全親会社であるユニマツホールディングの所有株券等(8,387,070株)を除く各特別関係者の保有株券等についても本公開買付けの買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」のうち、ユニマツホールディングの所有

株券等に係る議決権の数(83,870個)を除いた40,319個については「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」として分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成22年3月期(第19期)第3四半期報告書(平成22年2月12日提出)記載の平成21年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書には対象者が保有する自己株式数が直前の基準日(平成21年9月30日)に基づいた単元(100株)単位で記載されているため、同報告書に記載された平成22年2月12日現在の対象者の発行済株式総数(24,931,500株)から、対象者の平成22年2月1日付「平成22年3月期 第3四半期決算短信」に記載された対象者が平成21年12月31日現在所有する自己株式数(6,370株)を控除した24,925,130株に係る議決権数249,251個を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 22,326,381,000円

(注) 上記「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(16,538,060株)に、1株当たりの買付価格(1,350円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日 平成22年5月19日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,553,034 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,553,034 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、後記「4. その他」の「(2) 投資者が買付け等の応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」の「② 株券等の取得に関する許可等」に記載のとおり、公正取引委員会から、排除措置命令の事前通知を受けた場合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。）に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間（以下「措置期間」といいます。）が終了しない場合、及び、同法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、本公開買付価格の引下げを行うことがあります。本公開買付価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

本公開買付価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の本公開買付価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間をご確認のう

え、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間をご確認のうえ、お手続きください。))。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

#### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

#### ⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### ⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。

上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- (10) 公開買付開始公告 平成 22 年 3 月 23 日（火曜日）  
電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。  
（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）
- (11) 公開買付代理人 日興コーディアル証券株式会社

### 3. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程」及び「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容については、「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程」及び「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

#### (2) 投資者が買付け等の応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

##### ① カフェ事業及びレストラン事業の一部譲渡

対象者の平成 22 年 3 月 16 日付「当社子会社であるユニマットキャラバン株式会社のカフェ事業及びレストラン事業の一部譲渡に関するお知らせ」によれば、対象者の子会社であるユニマットキャラバン株式会社は、同日開催された取締役会において、同社のカフェ事業及びレストラン事業の一部を、株式会社ドトールコーヒーに譲渡することを決議しているとのことです。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

- i 当該子会社 ユニマットキャラバン株式会社

ii 事業譲渡の内容	ユニマツトキャラバン株式会社が運営するカフェラミル（カフェ）23 店舗 ニナスカフェ（カフェ）11 店舗及び運営委託しているオーバカナル（レストラン）8 店舗	
iii 譲渡する事業の平成 21 年 3 月期における売上高と経常利益（店舗合計）	売上高 4,274 百万円 経常利益 319 百万円	
iv 譲渡価格	約 2,260 百万円（予定）	
v 事業譲渡先	株式会社ドトールコーヒー	
vi 日程	平成 22 年 3 月 16 日	基本合意書承認取締役会及び基本合意書締結
	平成 22 年 5 月 1 日	譲渡実行日（クロージング）

## ② 配当予想の修正及び株主優待制度の廃止

対象者の平成 22 年 3 月 19 日付「配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、①平成 22 年 3 月期の期末配当予想を修正し、平成 22 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録された株主様に対する剰余金の配当（期末配当）を行わないこと、及び②平成 22 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録された株主様に対する株主優待制度を廃止することについて決議しているとのことです。

## ③ 株券等の取得に関する許可等

公開買付者は、独占禁止法第 10 条第 2 項に基づき、公正取引委員会に対し本公開買付けによる対象者株券等の取得の前に、株式取得に関する事前届出をする必要があります。当該届出が受理された日から 30 日を経過する日まで（以下「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。

なお、公開買付者は、本公開買付けによる対象者普通株式の取得について公正取引委員会の事前相談制度を利用しておりませんが、平成 22 年 3 月 19 日付でかかる事前届出書を公正取引委員会に提出し、同日付で受理されており、待機期間は公開買付け期間内の平成 22 年 4 月 19 日に終了する予定です。公開買付け期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会から、排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、及び、同法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、前記「2. 買付け等の概要」の「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第 14 条第 1 項第 4 号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。公正取引委員会から独占禁止法第 49 条第 5 項の規定に基づく事前通知及び同法第 10 条第 9 項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。

以 上

(別添)

本件の公開買付けを始めとするマネジメント・バイアウトの一連のプロセスとして、以下の各行為を行うことを想定しております

(注)：以下においては、次のように略語を用いております。

株式会社ユニマットホールディング：「UH」又は「ユニマットホールディング」

株式会社ユニマットライフ：「UL」又は「ユニマットライフ」

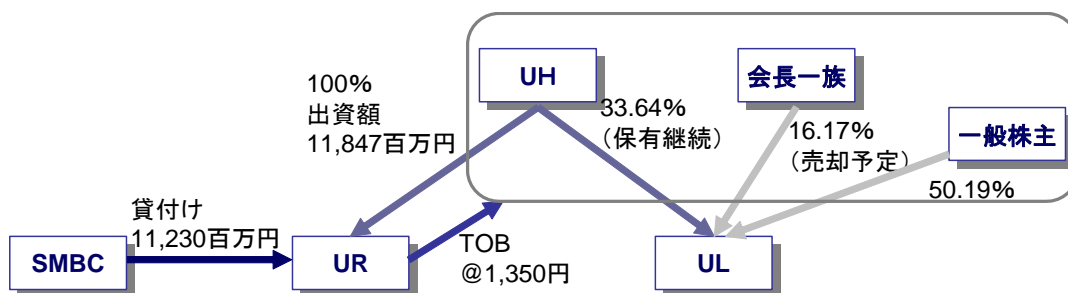
株式会社ユニマットレインボー：「UR」又は「ユニマットレインボー」

高橋洋二氏及びその親族：会長一族

株式会社三井住友銀行：SMBC

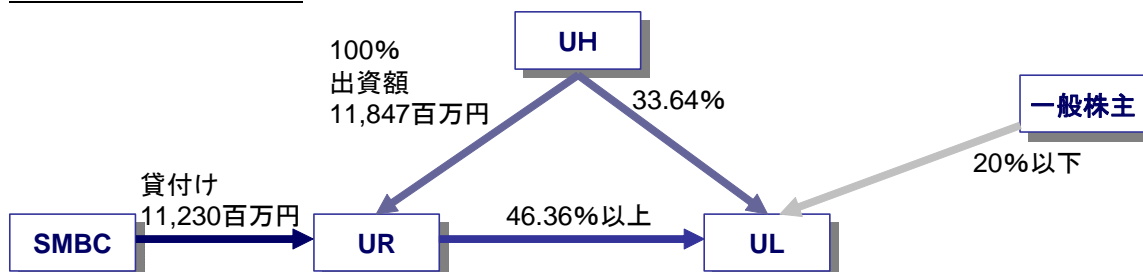
公開買付け：TOB

① 公開買付者 (UR) による対象者 (UL) 普通株式に対する公開買付け



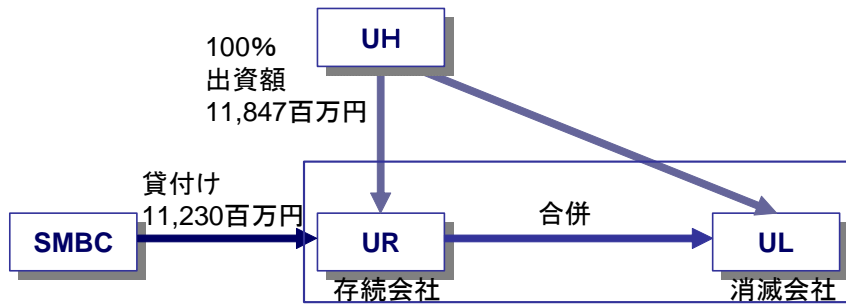
- ・ ユニマットホールディングの完全子会社であるユニマットレインボーが公開買付者として、ユニマットライフの普通株式に対する公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)を実施します。本公開買付けは、ユニマットライフの普通株式が 11,553,034 株以上応募されることにより成立します。
- ・ ユニマットライフは本公開買付けに関して賛同意見表明を行います。

② 本公開買付けの成立



- ・ 本公開買付けの成立により、ユニマットホールディング及びユニマットレインボーは合計でユニマットライフの普通株式 19,940,104 株 (調整後所有株式割合 80.00%以上) 以上を保有することになります。

③ 対象者（UL）の完全子会社化及び公開買付者（UR）との合併



- ユニマットライフの定款を変更し、全部取得条項付種類株式の発行を可能とした上で、当該全部取得条項付種類株式を用いて、本公開買付けに応募されなかった一般株主の皆様に対して現金を交付し、ユニマットライフをユニマットホールディング及びユニマットレインボーの完全子会社とします。
- 上記の完全子会社化後、ユニマットレインボーを存続会社、ユニマットライフを消滅会社とする合併を行います。